

宇都宮市立古里中学校

いじめ防止基本方針

－ すべての生徒が生き生きとした学校生活を送れるために －

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化している。

こうした中、これまで以上に、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、本校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71条）が施行されたことを受け、第13条※の規定に基づき、生徒がこれまで以上に楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの未然防止や早期発見、早期対応についての基本的な対策を効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」として、ここに策定する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

（1）基本理念

- 全ての生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめの防止等の行動指針である「うつつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、生徒の自主的な活動を支援する。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指す。
- （いじめの禁止）
生徒は、絶対にいじめを行ってはならない。
- （学校及び教職員の責務）
いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(2) いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図る。
- ・ 生徒がいじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

②いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた生徒の安全確保を図る。
- ・ いじめを受けた生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った生徒への背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童生徒を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所など関係機関との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を新設・拡充し、組織的対応の強化を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、特定の教員が抱え込むことなく、組織的に対応することが重要であることから、いじめ等に係る校内組織を設置する。

なお、いじめの事実確認を行う場合は、本組織を主体とし、必要に応じて関係職員を加えるなどする。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

①いじめ対策委員会

〔構成員〕

校長，副校長，教務主任，学年主任，生徒指導主任（いじめ相談窓口），学習指導主任
進路指導主事，保健主事，生活指導係，教育相談係，養護教諭

〔取組内容〕

- ・いじめの防止等の全体指導計画の立案，改善
- ・校内研修会の企画・立案
- ・定期的なアンケートや教育相談の実施と，結果の分析，共有
- ・教育相談体制のチェック
- ・いじめの事実確認
- ・指導計画の実施状況の把握と改善

②校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

（２）いじめの防止等の取組

①いじめの防止

「いじめほどの生徒にも起こりうる」との認識の下，未然防止の取組の充実を図り，いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・あいさつ運動の実施（６月、１０月）
- ・卒業生に関する情報交換会の実施（３月）
- ・いじめ根絶標語の作成と学校間における交換、掲示

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・いじめゼロ強調月間スローガンの掲示
- ・いじめゼロリボンの作成・着用
- ・いじめ防止スローガンの募集・掲示
- ・いじめに関する内容（「生命の大切さ」「思いやり」，「自他の権利」等を含んだ道徳）授業の実施

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・心を育てる教育の充実（道徳教育と体験活動の関連強化）
- ・望ましい学級集団づくりの強化
- ・人権意識の高揚

エ 生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・生徒総会におけるいじめ根絶集会の開催
生徒会役員による全校生徒への呼びかけ
『 古中宣言 いじめ， やらない やらせない 見過ごさない
責任をもって勇気ある行動をしよう 』

- オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施
 - ・情報活用のエチケット・マナー
 - ・情報の活用技術
 - ・情報セキュリティ
 - ・著作権等の知的所有権
 - ・情報化社会でのよりよい関わり方
 - ・生徒・保護者向けの情報モラル研修会等の実施

- カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等
 - ・学校用「いじめ問題への取組についてのチェックシート」の実施
 - ・全ての教職員による「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の実施
 - ・いじめ撲滅のための生徒の見つめ直し「気になっている子はいませんか？」による学級内の点検

②いじめの早期発見

生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

- ア 生徒、保護者への相談窓口等の周知
 - ・学校通信等を通じた、校内におけるいじめの相談方法の周知
いじめの相談窓口・・・生徒指導主事
 - ・リーフレット等の配布による「いじめ相談テレホン」や「少年サポートセンター」等の各種相談機関の周知

- イ スタンダードダイアリーの活用
 - ・生活記録等の蓄積
 - ・悩みや相談事の早期発見
 - ・生徒と担任のコミュニケーションツールとしての活用

- ウ 生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施
 - ・生徒対象いじめ等アンケート調査 年4回
 - ・「Q-U」（楽しい学校生活を送るためのアンケート）検査の実施
 - ・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査年2回（6月・11月）
 - ・スクールカウンセラーの活用

- エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見
 - ・ネットいじめ等パトロール結果の全教職員への周知
 - ・携帯電話に関する指導資料（リーフレット）等の配布による生徒・保護者への啓発
 - ・保護者会等における保護者への啓発や注意喚起

- オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施
 - ・「いじめの理解と対応」（平成24年12月栃木県教育委員会）による校内研修
 - ・「Q-U」（楽しい学校生活を送るためのアンケート）検査結果の活用研修

③いじめの対処

事実確認を正確かつ迅速，組織的に行い，被害生徒を守り通すとともに，加害生徒に対しては，「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には，以下のとおり対応する。

ア いじめ対策委員会を中心とした事実確認

※被害者，加害者，関係生徒から事情を聴くなどして正確に事実関係を把握する。

イ いじめを受けた生徒・保護者に対する親身な支援と，いじめを行った生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

ウ いじめの解決に向けた，保護者や市，関係機関・団体等との連携

エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報

3 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校ホームページで公開するとともに，魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより等を活用するなどして周知を図り，いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され，実効性のあるものとなっているかについて，「いじめ対策委員会」において定期的に点検したり，本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなどして，取組内容や取組方法の改善に取り組む。